

報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募の開始について

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募の開始について

令和4年12月28日

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として令和3年9月13日に指定した「秋田県八峰町及び能代市沖」、令和4年9月30日に指定した「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、洋上風力発電事業者の公募を開始します。

記

1. 経緯

今般、再エネ海域利用法に基づき、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「長崎県西海市江島沖」における公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

2. 概要

<公募占用指針の掲載箇所>

- 国土交通省ホームページ
秋田県八峰町及び能代市沖

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000080.html

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000093.html

新潟県村上市及び胎内市沖

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000094.html

長崎県西海市江島沖

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000095.html

- 資源エネルギー庁ホームページ

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html

※公募に関する説明会を1月13日に行います。詳細につきましては、公募占用指針第4章（2）「説明会の開催」を御覧ください。

<公募占用計画の受付期限>


受付開始 : 令和4年12月28日（水曜日）

受付締切 : 令和5年 6月30日（金曜日） 17時00分

3. その他

パブリックコメントにて頂いたご意見に対する回答については、上記HPおよびe-Govにて公表しております。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式） 

お問い合わせ先

国土交通省港湾局海洋・環境課 伊庭、林

TEL : 03-5253-8111（内線46668、46657） 直通 03-5253-8674 FAX : 03-5253-1653



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。

左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください（無償）。

国土交通省（法人番号2000012100001） [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#)

[国土交通省のRSSについて](#) [関連リンク集](#)

[国土交通省](#) [ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)



Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.